

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

月例給引下げの一方、現給保障継続・若年層昇給

茨城県地方公務員労働組合共同会議（地公労：茨高教組、県職員組合、茨教組、自治労で構成）は11月1日、8日、17日の3回にわたり、県当局との間で地方公務員の賃金、労働条件の改善に向けた交渉を実施した。

今年度は月例給の引き下げ、一時金据え置きなど公務員の生活実態にそぐわない県人事委員会勧告（10月24日）が出された中で交渉であった。月例給引き下げの一方で、現給保障の継続、若年層の昇給などの成果をあげて、11月17日に今年度の交渉を終結した。

今後も茨高教組は、地公労に結集し、茨城県内地方公務員の生活を守ることを第一に、公務員賃金の引き下げを許さない

めにとりくみを強化していく。交渉の最終回答の概要は以下のとおり。

<月例給>

・中高年齢層の給料表の引き下げ（平均▼0.25%）

<減額調整>

・月例給、ボーナスの減額分については、2012年1月～3月の月例給で調整。

<現給保障>

・来年度も引き続き実施。

<若年・中堅層を対象として昇給回復>

・給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給のうち、2009（平

成21）年4月1日に抑制を受けた昇給を1号給回復。（2012年4月1日実施）

<定年延長>

・任命権者ごとに制度導入に向けた課題について協議の場を設定。

<療養休暇>

・国に準じた制度に見直し（2012年1月1日より）
・取得期間 1年→90日
・クーリング期間 9カ月→20日

<人事評価制度>

・正課長級以上の管理職について、2012年4月から人事評価を給与処遇に反映。

さよなら東海第二原子力発電所！ 脱原発茨城県民集会開催

11月20日（日曜）、水戸青少年会館で、茨城県平和委員会主催の《脱原発茨城県民集会》が開催された。参加者は200人を超え、用意された座席はすべて埋まった。

記念講演はフォトジャーナリストの森住卓氏で、「世界の核汚染と福島」がテーマ。森住氏は自身が撮影した写真をもとに、旧ソ連のセミパラチンスク核実験場とアメリカのビキニ環礁核

実験場の実態を報告し、さらに福島原発事故直後の福島県双葉町と飯館村の映像を上映した。

セミパラチンスクでもビキニでも、核実験は国家機密として住民には知らされず、軍事演習だとしか伝えられなかった。核実験によってどれだけの放射能が降り注いだのかなどあらゆる情報は隠された。多くの住民がガンに冒され、子どもや動物に遺伝障害がもたらされたが、そ

れらはすべて放置された。

今回の福島第一原発事故でも、原発周辺の住民には情報が全く伝えられなかった。国や電力会社の対応は、核実験の際の米ソ政府の対応とほとんど変わらないと森住氏は指摘する。

さらなる原発事故を防止するためにも「脱原発」を国や電力会社に求める運動が重要であることを再確認した。

本の紹介『どうなる？日本のエネルギー問題』

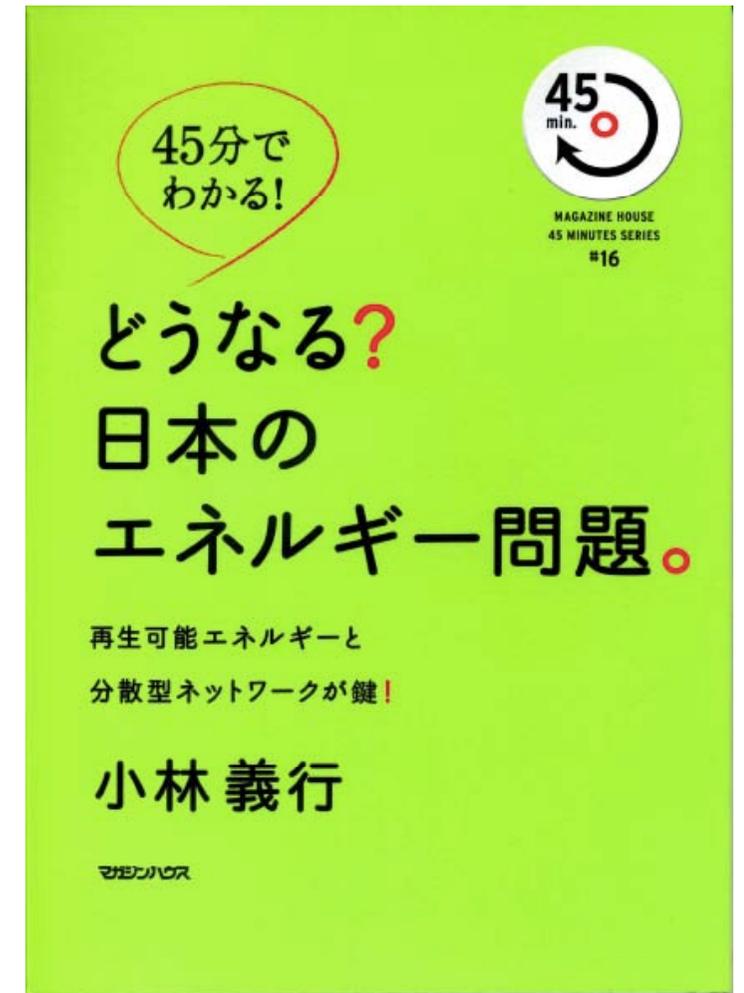
原子力発電をつづけるのか、それともそこから脱却するのか？ 福島第一原発の事故以降、私たちは重大な選択をせまられています。高教組組合員の小林義行さん（中央高校教諭）が、エネルギー問題についての本を出版しました。

以前から原子力発電を肯定する人の意見として、「代替のエネルギー手段はあるのか？」ということが言われて来ました。たしかに、日本では地熱や風力、太陽光などを利用して作られる電力、つまり再生可能エネルギーによる電力（ただし、水力発電をのぞく）は全部集めても全電力の1%以内でした。

これらを政府は「新エネルギー」と名付けていました。「現在ではまだ使い物にならない」という皮肉が込められています。国は「新エネルギー」を育てる努力をせず、「将来の技術」として据え置いて来ました。原子力の推進にとっては、再生可能エネルギーなど足手まといです。その一方で、全電力の3%だった原子力がこの40年で30%近くまで増やされて来ました。

ところが、世界に目を向けてみると、欧州を中心に風力をはじめとする「新エネルギー」の利用は確実に増えていて、近年その成長がさらに加速しています。昨年、世界の水力を除いた再生可能エネルギー利用の合計は、とうとう世界の原子力の総発電量を超えるほどになりました。「使い物にならない」とは誰も言えなくなりました。私たちの100年後、200年後の暮らし方を簡単に想像することはできませんが、エネルギー調達の手段について、私たちが一つの曲がり角に差し掛かっていることは確かです。

脇目もふらず原子力の拡大に邁進して来た日本は、世界的な流れにはすっかり乗り遅れました。しかし、後発の利ということもあります。日本は地熱や風や海流など豊かな自然エネルギーに恵まれています。私たち国民の認識しだいでは、



これからどのようにもなるでしょう。

この本は、私たちが直面しているエネルギー問題の要点を、中学生くらいから読めるように、できるだけ分かりやすく解説したものです。私としては、なるべく私見を排し、基本的な事項を取り上げました。基本を理解した上で自分の頭で考えて行くことが、こういう問題への最善の手だと思えます。

著者・小林義行

2011年9月発行 マガジンハウス社 ¥880. ■

唯一の論拠 ICRP 勧告の非現実性がもたらす混乱

文科省と原子力安全委の協議

さる6月28日、全教の交渉団の一員として交渉に臨んだ茨城県高等学校教職員組合に対して、文部科学省（科学技術・学術政策局政策課総括係長遠藤正紀）は、福島県内の学校の児童生徒について年間20mSv、学校の屋外で1時間あたり3.8μSvの放射線量を許容するとした4月19日付け通達（マイクロシールド）は文部科学省が策定したものではなく原子力災害対策本部から下りてきたものを福島県内の学校の設置者にとりついでに過ぎない、と説明した（本紙第1036号）。

原子力災害対策本部は、菅直人総理大臣（当時）を本部長とし、文部科学大臣ら全閣僚が本部員をつめる組織である。当時文部科学大臣だった高木義明ひとりが個人的に参加しているわけではない。文部科学大臣が本部員であるということは、文部科学省の全職員が原子力災害対策本部の構成員としてその業務に携わるということである。文部科学省は、許容線量を年間20mSv、学校の屋外で1時間あたり3.8μSvとする「暫定的考え方」の原案を作成し、4月9日以降原子力安全委員会との間で「協議」を進めた。19日に原子力安全委員会は「暫定的考え方」を了承する旨、原子力災害対策本部に通知した。そして即日、国から福島県等に通達されたのだ。

本紙はこのほど、文科省・遠藤係長の説明のとおりであれば存在しないはずの文部科学省が

作成した同通達の起案書、ならびに同省と原子力安全委員会との「協議」に関する文書を、情報公開法により入手した。

4月9日12時01分、原子力安全委員会管理環境課の都築課長は、原子力災害対策本部の一組織である文部科学省から届いた「暫定的考え方」の案文に対する助言の「暫定案」をファクシミリで返信した。ファクシミリの発信者は「原子力安全委員会緊急技術助言組織」で、宛先は「EOC 松本様」となっている。「EOC」とは文部科学省非常災害対策センター、「松本様」とは文部科学省学術政策局原子力安全課の松本課長補佐である。

4月中旬に「事故収束」断定

文科省の案文は、原子力発電所の事故の状況は続いているが、このような地域〔避難区域等以外〕の環境においては放射性物質の放出の影響は比較的小さいので、児童生徒等が学校教育・保育を受ける必要性から次のように国際的基準を考慮することが適当である。

と述べ、ICRPの勧告文書109と、3月21日付け声明文を援用し、子供たちが学校に通えるエリアにおいては、非常事態収束後の参考レベルを基本とし、参考レベルの上限である20mSv/年を学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とする。としていた（ICRPの文書については、第1036号）。

これに対して、原子力安全委員会の「助言」暫定案は、次のとおり指摘する。

現時点において、非常事態は収束していないことにかんがみ、緊急事態の措置として、緊急時被ばく状況の参考レベルである20～100mSvの下限である20mSvを目安として設定すべきです。

「事故の状況は続いている」が、「放射性物質の放出の影響は比較的小さい」ので収束期とみなし収束期の許容被曝量（1～20mSv）の範囲内で参考レベルを設定するという文科省に対して、原子力安全委員会は、事故は収束していないのだから収束期の基準を採用できるはずはなく、緊急時の許容被曝量（20～100mSv）の範囲内で参考レベルを設定すべきだというのだ。

いずれにしても結論は20mSvで同じなのだが、その根拠理由はまったく異なる。原子力安全委員会からみれば、文科省の現状認識は根本的に誤っている。前提が成り立たない以上、ICRPの勧告する被曝線量設定の当てはめはできないことになる。

ところが、3時間後の午後3時00分に送信されたファクシミリで、原子力安全委員会の「助言」の「暫定案」はガラリと変化する。事故収束期とみなすのは誤りで、「緊急時」の20～100mSvの範囲で基準値を設定すべきだとしていたのを引っ込み、一転、「収束期」とみなし、その場合の数値である1～20mSvでよいと言い出した。そ

のうで、但し書きをつける。

しかし、この範囲の上限を使用することは限定的であるべきであり、グランドの使用制限等被ばくの低減化に努める必要があります。

上限の20mSvに設定してはならないと言っているのではない。「限定的」なら構わないというのだ。「限定的」とは、一時的という意味のようだ。

文部科学省に引きずられて、原子力安全委員会もまた4月9日の時点で早々に原子力緊急事態の「収束」を宣言したのだ。

混乱の原因はICRP勧告の矛盾

福島第一原子力発電所の事故は、現在なお、「収束」の見通しは立っていない。将来見通しが立たないどころではない。破綻した4機の原子炉の現状すらほとんどわかっていない。（定期点検中の4号炉以外の）1～3号炉の核燃料は全部溶融し、圧力容器内にはとどまっていよう（www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=wwYk62WpV_s参照）。圧力容器内の温度が100度C以下になるのを「冷温停止」と言うようだが、圧力容器内に核燃料が存在するという前提条件を失った以上、「冷温停止」は今後永久にありえない。

それどころか、溶融した核燃料が圧力容器の外側の格納容器内にあるかどうかはわからない。原子炉下部から地下にかけての様子はまったくわからない。4機の使用済み燃料プールは、もともと圧力容器にも格納容器にも入っていない剥き出しの核燃料がただ水につかっていただけだが、現在それらを直接目視す



ることすらできない。溶融した核燃料ならびに燃料プール内の核燃料の再臨界の可能性がある。あらたな水素爆発や、水蒸気爆発、核爆発の可能性も否定できない。地下水や海洋への核物質の大規模拡散は不可避だろう。

事故発生から8か月以上経過した現在でも「収束期」とは到底言えないのだ。4月9日の時点で福島原発事故が「収束期」にあるとした文部科学省と、3時間で押し切られた原子力安全委員会は、なんらの根拠もなく「収束期」と認定したにすぎない。

わが国の法律が定める一般公衆の年間被曝許容量は1mSvである（第1033号）。しかし、日本国政府は2011年度新学期開始期に、（すでに実施された半径20kmの「警戒区域」を除き）園児・児童・生徒の緊急避難・移住をおこなわず、福島県内の1600あまりの保育園・幼稚園・小中高校の業務を、数校での校庭使用制限のほかは全部通常通

り開始することにした。そのために使える適当な口実は、外国のNPO団体である「国際放射線防護委員会（ICRP）」が発行しているパンフレット以外に見当たらない。そこで政府は、核開発推進官庁の総元締である旧・科学技術庁＝現・文部科学省科学技術・学術政策局にICRP文書を下敷きにした通達案作成を命じた。今回明らかになった内部調整の際の一連のやりとりは、国家行政機関における責任感と能力の欠如を示しているだけでなく、ICRP文書自体の非現実性と論理矛盾をも明らかにするものである。

現在、放射能汚染をめぐる違法状態を解消するため国内法体制を改変する作業が進められている。舞台は文部科学省の核開発推進部局におかれた「放射線審議会」であるが、いままさに金科玉条としてのICRP文書の自家撞着に起因する大混乱のさなかにある。（以下次号）■